(オ) 通訳業務　受注者は、監督官の指示により、本業務に係る会議等の通訳を行うものとする。通訳業務に係る作業日数は以下を見込むものとし、実績により後日精算するものとする。

（ハワイ）１日（３時間）×100回
１名
（グアム）１日（８時間）×24回
１名
（東　京）１日（３時間）×５回
１名

※１　上記業務場所については、米国担当官等との調整により、変更される場合がある。

２　通訳業務に係る上記日数は、移動時間を含まない実働日数である。

ウ　その他

(ア) 受注者は、イ(エ)１）に示す各業務場所における移動手段に必要な車両（４～５人乗り）を１台見込み、後日精算するものとする。なお、監督官の指示により本車両において防衛省職員を送迎することがある。

(イ) 受注者は、業務処理に当たっては、入門手続きその他米側が定める諸規定に従うものとする。

(ウ) 受注者は、本業務の仕様書に基づき業務を実施した場合には、業務処理報告書を作成し、１ヶ月毎に取りまとめ監督官に報告するものとする。

(エ) 受注者は、業務処理報告書の作成にあたり、実施した内容が確認できる資料、出勤簿及び給与支払明細書等の帳票類（電子データを含む）について整理し、保存するものとする。

(オ) 受注者は、(エ)において整理した資料について、監督官が作業場所に出向き確認を行う場合にはこれに協力するものとする。

(カ) 経費（航空運賃、日当、宿泊費、交通費等）は、実費を当省の基準等により精査の上、後日精算するものとする。

(キ) 精算に係る書類については３ヶ月毎に取りまとめ、速やかに監督官に提出するものとする。（１月から３月分については３月中に提出すること。）

(ク) 受注者は、別途発注される「平成29年度在沖米海兵隊グアム移転に関する真水事業に係る工事モニタリング補助業務」の技術者等と調整を行い、業務の円滑な進行を促進するとともに、その内容を監督官へ報告するものとする。

(ケ) ハワイにおける執務場所並びに机及び椅子は防衛省より提供するものとし、その他、業務に必要なものについては必要に応じて受注者が準備するものとし、後日精算するものとする。

(コ) 受注者は、監督官の指示により、本業務の履行に支障がないよう業務内容の引き継ぎを受けるものとし、次年度の受注者が決まった場合には、必要な業務内容の引き継ぎを行うものとする。

エ　監督・検査　監督及び検査は、地方協力局地方協力企画課の支出負担行為担当官補助者が実施するものとする。

オ　業務を行う際の留意事項

(ア) 米国担当官等との協議が必要な資料については、英訳を行う。また、米国担当官等から提供される英文資料のうち、監督官が指示するものについては和訳を行うものとする。

(イ) 米国担当官等との会議・調整等日常的に英語を用いるため、受注者は１(2)イ(エ)１）の技術者の語学力に応じた配置計画に留意する。

(ウ) 日本国外等における調査は、技術者が英語による関係者へのヒアリングを行うことがある。

(3)　履行期限　平成30年３月30日

2　申請の時期

平成28年12月22日から平成29年１月13日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前９時30分から午後６時15分まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

なお、平成28年12月22日以降、当該業務に係る技術提案書の提出の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

3　申請の方法

(1)　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（平成29年度在沖米海兵隊グアム移転に関する真水事業に係るアドバイザリー業務）」（以下「申請書」という。）は、平成28年12月22日から　〒162―8801 東京都新宿区市谷本村町５－１　防衛省大臣官房会計課契約係　電話03―3268―3111（内線20814）において共同体としての資格を得ようとする者に交付する。

(2)　申請書の提出方法　申請者は、申請書に共同体協定書（下記４(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

なお、申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、(1)に示す申請書の交付場所に同じ。

(3)　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4　共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(1)　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ　防衛省における平成27・28年度の一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築、土木、電気、機械、通信、環境等」に係る級別の格付を受けた者による組合せとする。ただし、それぞれが単体として地方防衛局に競争参加を希望していること。

ウ　地方防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ　競争参加者の資格に関する公示（平成26年11月４日付装備施設本部長公示）４(2)に該当しないものであること。

オ　防衛省競争参加資格において、測量・建設コンサルタント等業務の「建築、土木、電気、機械、通信、環境等」に係るいずれか１つ以上において「A」等級の格付けの決定を受けた者の組合せであること。

カ　その他支出負担行為担当官が必要と認めた事項

(2)　業務形態

ア　構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ　一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3)　代表者要件　構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4)　共同体協定書　共同体協定書が、上記３(1)の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5　競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記４(1)イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記２及び３により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記４(1)イの決定を受けていない構成員が上記４(1)イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記４(1)イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る技術提案書の提出の時までに上記４(1)イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6　資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7　資格の有効期間

上記６の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。